

今治市子ども・子育て会議

会議次第

日時 令和8年3月26日(木)

午後1時30分から午後3時30分(予定)

場所 今治市役所第2別館 11階 特別会議室1号

1 開会

2 会長・副会長の選出

3 議題

今治市こども計画の見直しについて

4 報告

(1)施設選定部会について

(2)教育・保育部会について

5 その他

6 閉会

今治市こども計画（第5章個別計画 1 今治市
子ども・子育て支援事業計画）の見直しについて

以下、本計画第5章『個別計画』中、『1 今治市子ども・子育て支援事業計画』の内の見直しを図るものについて抽出しています。

1 教育・保育の量の見込み及び提供体制について 本計画51ページ

【見直しの概要】

計画策定段階では不確定であった菊間保育所及び宮窪認定こども園の閉園について、この度保護者のご理解を得られ令和7年度末に統合による閉鎖となった。令和8年度以降、利用定員を調整する中で、確保の内容に大きな影響を与えるため、今治市こども計画に記載の確保の内容について変更することとする。

<陸地部>

○確保の内容の訂正。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度						令和8年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要あり	0歳	1歳	2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要あり	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み(必要定員総数)	567	257	1,368	254	398	407	524	236	1,268	253	396	404	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	1,365		1,763	215	376	426	1,335		1,733→ 1,633	218→ 215	381→ 373	426→ 417
	確認を受けない幼稚園	350		/	/	/	/	350		/	/	/	/
	地域型保育事業	/	/	/	22	28	31	/	/	/	22	28	31
	②小計	1,715		1,763	237	404	457	1,685		1,733→ 1,633	240→ 237	409→ 401	457→ 448
②-①	891		395	-17	6	50	925		465→ 365	-13→ -16	13→ 5	53→ 44	

(単位：人)	令和9年度						令和10年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要あり	0歳	1歳	2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要あり	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み(必要定員総数)	489	220	1,184	253	393	401	489	220	1,184	253	393	400	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	1,335		1,703→ 1,603	221→ 218	381→ 373	426→ 417	1,305		1,703→ 1,603	224→ 221	381→ 373	426→ 417
	確認を受けない幼稚園	350		/	/	/	/	350		/	/	/	/
	地域型保育事業	/	/	/	22	28	31	/	/	/	22	28	31
	②小計	1,685		1,703→ 1,603	243→ 240	409→ 401	457→ 448	1,655		1,703→ 1,603	246→ 243	409→ 401	457→ 448
②-①	976		519→ 419	-10→ -13	16→ 8	56→ 47	946		519→ 419	-7→ -10	16→ 8	57→ 48	

(単位：人)	令和11年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要あり	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み(必要定員総数)	453	204	1,093	252	393	400	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	1,275		1,703→ 1,603	224→ 221	386→ 378	426→ 417
	確認を受けない幼稚園	350		/	/	/	/
	地域型保育事業	/	/	/	22	28	31
	②小計	1,625		1,703→ 1,603	246→ 243	414→ 406	457→ 448
②-①	968		610→ 510	-6→ -9	21→ 13	57→ 48	

○確保の内容の訂正。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度						令和8年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要あり	0歳	1歳	2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要あり	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (必要定員総数)	49	20	132	15	25	25	46	19	125	15	24	24	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	88		170	33	70	70	88→ 78		169→ 124	33→ 28	70→ 55	70→ 55
	確認を受けない幼稚園	/											
	地域型保育事業	/											
	②小計	88		170	33	70	70	88→ 78		169→ 124	33→ 28	70→ 55	70→ 55
②-①	19		38	18	45	45	23→ 13		44→ -1	18→ 13	46→ 31	46→ 31	

(単位：人)	令和9年度						令和10年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要あり	0歳	1歳	2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要あり	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (必要定員総数)	44	19	121	15	24	24	43	19	121	15	24	24	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	88→ 78		169→ 124	33→ 28	70→ 55	70→ 55	88→ 78		169→ 124	33→ 28	70→ 55	70→ 55
	確認を受けない幼稚園	/											
	地域型保育事業	/											
	②小計	88→ 78		169→ 124	33→ 28	70→ 55	70→ 55	88→ 78		169→ 124	33→ 28	70→ 55	70→ 55
②-①	25→ 15		48→ 3	18→ 13	46→ 31	46→ 31	26→ 16		48→ 3	18→ 13	46→ 31	46→ 31	

(単位：人)	令和11年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要あり	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (必要定員総数)	44	19	121	15	24	24	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	88→ 78		169→ 124	33→ 28	70→ 55	70→ 55
	確認を受けない幼稚園	/					
	地域型保育事業	/					
	②小計	88→ 78		169→ 124	33→ 28	70→ 55	70→ 55
②-①	25→ 15		48→ 3	18→ 13	46→ 31	46→ 31	

【見直しの概要】

令和6年児童福祉法改正により、乳児等通園支援が創設され令和7年4月から施行されることとなった。令和7年度に本事業を実施していく中で、量の見込み等が可能となったため、量の見込み、確保の内容を今治市こども計画に掲載することとする。

○文言の訂正。

■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域一覧

↓

■教育・保育、地域子ども・子育て支援事業及び乳児等通園支援の提供区域一覧

○表中、最下段に乳児等通園支援の行を追加。

事業区分		提供区域	考え方
教育 ・ 保 育	※1号認定	2区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、2区域とします。
	※2号認定		
	※3号認定		
(略)			
乳児等通園支援		2区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、2区域とします。

○以下の記載を追加。

(4) 乳児等通園支援

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】

◆事業内容

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付の対象外となるこどもが、就労要件等を問わず時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる事業です。

<確保策>

ア 陸地部

令和7年度時点の市内の乳児等通園支援事業施設を最大限活用し、十分な確保量となっており、未就学児数の推移及びニーズの動向を見極めながら、市内の受け入れ体制を構築します。

また、既存保育施設等の活用を第一とし、必要に応じ老朽化・耐震化のための整備を支援することで、乳児等通園支援事業の体制の維持・拡充を目指します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要定員数)	2	3	3	3	3
②確保の内容	6	6	6	6	6
②－①	4	3	3	3	3

イ 島しょ部

現状において各年度とも量の見込みと同数の確保がなされています。しかし、島しょ部の保育施設等は、公立の認定こども園のみであり、老朽化や深刻な保育士不足が発生しています。これらの問題を解消し、安全・安心な提供体制の維持・拡充を目指します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要定員数)	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

<乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について>

ア 陸地部

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。また、1号認定における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

イ 島しょ部

乳児等通園支援事業の利用終了後の1号認定の受入れ枠の確保に努めるほか、公立の認定こども園同士であることを活かし、情報の共有を密とすることで、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

【利用者支援事業 妊婦等包括相談支援事業型】

【見直しの概要】

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに妊婦等包括相談支援事業が創設され令和7年4月から施行されることとなった。令和7年度に本事業を実施していく中で、量の見込み等が可能となったため、量の見込み、確保の内容を今治市こども計画に掲載することとする。

妊婦等包括相談支援事業型

◆事業内容

安心して出産や子育てができるよう、保健師が妊産婦に対して妊娠届出時、妊娠後期、出産後にアンケート・面談を実施します。利用できるサービスの情報提供や様々な相談に応じ、必要な支援につながるよう伴走型の相談支援を行います。

<確保策>

こども家庭センターや保健センター、各支所において、妊産婦の様々な相談に対応できるよう保健師などの専門職を配置し、提供体制の確保に努めます。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,986	1,980	1,980	1,980	1,968
② 確保の内容	1,986	1,980	1,980	1,980	1,968
③ -①	0	0	0	0	0

今治市こども計画

令和7年9月

令和8年3月見直し

今 治 市

■教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域及び乳児等通園支援の提供区域一覧

事業区分		提供区域	考え方
教育・保育	※1号認定	2区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、2区域とします。
	※2号認定		
	※3号認定		
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室		
	地域子育て支援拠点		
	子育て短期支援事業		
	養育支援訪問事業		
	一時預かり事業	2区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、2区域とします。
	子育て世帯訪問支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	児童育成支援拠点事業		
	親子関係形成支援事業		
	病児保育事業		
	ファミリーサポートセンター事業		
利用者支援事業			
乳児家庭全戸訪問事業			
妊婦健診事業			
産後ケア事業			
実費徴収に係る補足給付			
乳児等通園支援		2区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、2区域とします。

※ 子ども・子育て支援法第30条の4第1号及び第2号、並びに第3号認定を含みます。
 (以下、それぞれ「新1号認定」、「新2号認定」、「新3号認定」といいます。)

(2) 教育・保育の量の見込み及び提供体制

◆事業内容

幼稚園や保育所等の教育・保育については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の区分にそれぞれ認定し、実施することになります。

■対象事業一覧

対象事業	
施設型給付	認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	新制度に移行していない幼稚園、 預かり保育等

1号、2号、3号の認定区分ごとにニーズを算出

新1号、新2号、新3号認定

◆家庭類型の種類

目標事業量算出のために実施したニーズ調査結果を活用し、対象となるこどもの父母の有無や就労状況から8種類の「家庭類型」を設定し、それぞれのニーズ量を算出し、目標事業量を設定します。

■家庭類型の種類一覧

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+48時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月48時間未満+48時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+48時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月48時間未満+48時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

<確保策>

ア 陸地部

令和7年度時点の市内の教育・保育施設を最大限に活用し、十分な確保量となっている3歳以上の定員を待機児童が発生しやすい3歳未満児の定員に移行することによって、計画期間内での待機者が発生しない受け入れ体制を構築します。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度						令和8年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (必要定員総数)	567	257	1,368	254	398	407	524	236	1,268	253	396	404	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所		1,365	1,763	215	376	426		1,335	1,633	215	373	417
	確認を受けない幼稚園		350	/	/	/	/		350	/	/	/	/
	地域型保育事業	/	/	/	22	28	31	/	/	/	22	28	31
	②小計		1,715	1,763	237	404	457		1,685	1,633	237	401	448
②-①		891	395	-17	6	50		895	365	-16	5	44	

(単位：人)	令和9年度						令和10年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (必要定員総数)	489	220	1,184	253	393	401	489	220	1,184	253	393	400	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所		1,335	1,603	218	373	417		1,305	1,603	221	373	417
	確認を受けない幼稚園		350	/	/	/	/		350	/	/	/	/
	地域型保育事業	/	/	/	22	28	31	/	/	/	22	28	31
	②小計		1,685	1,603	240	401	448		1,655	1,603	243	401	448
②-①		946	419	-13	8	47		916	419	-10	8	48	

(単位：人)	令和11年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (必要定員総数)	453	204	1,093	252	393	400	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所		1,275	1,603	221	378	417
	確認を受けない幼稚園		350	/	/	/	/
	地域型保育事業	/	/	/	22	28	31
	②小計		1,625	1,603	243	406	448
②-①		938	510	-9	13	48	

イ 島しょ部

現状において各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
 今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要定員総数)		49	20	132	15	25	25	46	19	125	15	24	24
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所		88	170	33	70	70		78	124	28	55	55
	確認を受けない幼稚園												
	地域型保育事業												
	②小計		88	169	33	70	70		78	124	28	55	55
②-①			19	37	18	45	45		13	-1	13	31	31

(単位：人)		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要定員総数)		44	19	121	15	24	24	43	19	121	15	24	24
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所		78	124	28	55	55		78	124	28	55	55
	確認を受けない幼稚園												
	地域型保育事業												
	②小計		78	124	28	55	55		78	124	28	55	55
②-①			15	3	13	31	31		16	3	13	31	31

(単位：人)		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要定員総数)		44	19	121	15	24	24
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所		78	124	28	55	55
	確認を受けない幼稚園						
	地域型保育事業						
	②小計		78	124	28	55	55
②-①			15	3	13	31	31

<陸地部確保策>

老朽化している公立保育所については、未就学児数の推移や保護者の利便性、多様化する保育ニーズの動向を見極めながら、公立保育所の定員を民間事業者に移管することや近隣施設との統合も視野に再編成を進めます。また、必要に応じ、既存私立保育所等の老朽化・耐震化のための整備を支援することで、市内の保育体制の維持・拡充を目指します。

- 1 公立保育所の定員移管については、「今治市立保育所・認定こども園 再編成への取組方針」を基本として進めます。
- 2 既存私立保育所等の整備については、概ね以下の方針に基づき、予算の範囲内で補助を行います。

ただし、個別具体的な整備の実施にあたっては、その時点での個別の事情や意向に基づき、各民間事業者が自ら意思決定するものです。このため、以下は市の基本的な対応方針を示すものとなります。

(1) 公立保育所の定員移管（上記1）を目的とした整備事業について

市の公募等に応じ、公立保育所の定員移管を目的とした整備事業については、最も優先度の高い補助対象事業とします。幼保連携型認定こども園の整備を基本としますが、既存保育所が保育所として増築整備を行う場合等も対象となる場合があります。

(2) 既存私立保育施設の建て替え、耐震整備等について

現に市内で認可保育施設を運営する事業者が、老朽化や、現行の耐震基準を満たさない等の理由により認可保育施設として建て替え、または耐震整備等を行う事業については、当該整備が行われなければ、当該地域において必要な保育の提供体制の維持・確保に支障がある等、その必要性が高いと認められる場合において、上記（1）に次ぐ優先的な補助対象事業とします。

(3) 幼保連携型認定こども園以外の種類の認定こども園整備について

不足が見込まれる定員の拡充が図られる等、極めて必要性が高いと認められる整備については、上記（2）に次ぐ補助対象事業とする場合があります。

(4) 既存私立認定こども園の建て替え、耐震整備等について

建設年度が比較的新しい施設が多く、当面は優先的に補助を行う対象とは想定し難いですが、老朽化が著しい部分、現行の耐震基準を満たさない部分がある場合や、将来的に老朽化等による整備の必要性が生じた場合等、参酌すべき特段の事情がある場合は、（2）に準じて必要性を判断します。

<島しょ部確保策>

現在島しょ部には、公立の認定こども園が5園ありますが、未就学児数の推移や無償化の影響による新たなニーズの掘り起こし等の動向を見極めながら、必要な利用定員の確保を図ります。

一方、施設の老朽化や深刻な保育士不足を解消し、安心・安全な教育・保育の提供体制を維持するため、陸地部同様、施設の統廃合や民間事業者への定員移管や民営化等、様々な手法を視野にいたした検討を行います。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

【時間外保育事業（延長保育事業）】

◆事業内容

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労等の都合で時間内での送迎が困難な場合、通常の利用日以外の日、並びに利用時間以外の時間において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業です。

<確保策>

ア 陸地部

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	792	758	729	703	700
②確保の内容	2,400	2,300	2,300	2,200	2,100
②-①	1,608	1,542	1,571	1,497	1,400

イ 島しょ部

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	51	49	47	46	46
②確保の内容	342	329	315	308	308
②-①	291	280	268	262	262

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室】

◆事業内容

放課後児童健全育成事業は、昼間、就労等により保護者がいない家庭の児童に対して、放課後や学校休業日に学びや遊びを通して、児童の健全な育成を図る支援活動を行います。

また、放課後子ども教室は、すべてのこどもを対象として、安全・安心なこどもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを図るものです。

<確保策>

放課後の全ての児童の安全・安心な『居場所』を確保するため、放課後児童クラブの現行施設の安定的な運営や、放課後子ども教室との連携について検討していきます。

こどもの主体性を尊重し、健全な育成を図る観点から、利用者ニーズを踏まえた支援体制を整え、関係機関と連携を図りながら、学校施設等の活用を検討します。

放課後子ども教室では、各地域のニーズを把握した上で、場所の確保を図り、併せて、各地域に潜在する幅広い人材の確保に努め、必要とされる教室の整備に向けた体制づくりを築いていきます。また、地域の実情に応じた効果的な事業の検討の場としての「今治市放課後子どもプラン運営委員会」を活用し、関係者との間で共通理解や情報共有を図れるような適切な体制づくりを構築します。

ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,443	1,421	1,402	1,384	1,368
1年生	442	427	413	399	386
2年生	441	437	434	431	428
3年生	321	312	303	295	287
4年生	135	139	143	147	151
5年生	76	81	86	91	97
6年生	28	25	23	21	19
②確保の内容	1,599	1,599	1,599	1,599	1,599
②-①	156	178	197	215	231

イ 放課後子ども教室

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

【地域子育て支援拠点事業】

◆事業内容

「ばりっこ広場」等の地域子育て支援拠点事業所は、0歳からおおむね3歳までの乳幼児とその親が対象の地域に根ざしたこどもの遊び場です。子育て機能の低下や子育て中の孤独感に対応するため、育児に対する不安や悩みの相談や多くの子育て講座等を通して、親子の交流やふれあいの場を提供することで、こどもの健やかな育成を支援しています。

<確保策>

地域における子育て支援を実施する認定こども園の設立との整合を図り、提供体制を整備します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人回)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		4,982	4,955	4,942	4,938	4,940
②確保の内容	月間延べ	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100
	実施か所数	11	11	11	11	11
②-①		118	145	158	162	160

【子育て短期支援事業】

◆事業内容

保護者が疾病・疲労等の身体的・精神的・環境的な理由で、養育が一時的に困難になった場合に、福祉施設で一定期間（原則7日以内）養育・保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。

<確保策>

子育て短期支援事業については、現在、市内2施設で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		48	48	48	48	48
②確保の内容		48	48	48	48	48
②-①		0	0	0	0	0

【養育支援訪問事業】

◆事業内容

養育支援が特に必要であると判断される家庭(保護者の養育支援が特に必要と認められる児童もしくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

<確保策>

こども家庭センターの担当職員を中心に、関係機関と連携して、支援が必要な家庭へ適切な支援を提供してまいります。人員体制の整備に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：件)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	689	689	689	689	689
②確保の内容	689	689	689	689	689
②-①	0	0	0	0	0

【一時預かり事業】

◆事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、認定こども園、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行います。

<確保策>

ア 陸地部

(ア) 幼稚園型

幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業は、15園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号による利用	834	771	720	670	666
	2号による利用	66,402	61,442	57,361	53,337	53,054
②確保の内容		244,900	226,600	211,500	196,700	195,700
②-①		177,664	164,387	153,419	142,693	141,980

(イ) 幼稚園型を除く

幼稚園や認定こども園、保育所において、幼稚園型を除く一時預かり事業は14園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	22,130	21,189	20,427	19,696	19,624
②確保の内容	30,600	29,300	28,300	27,300	27,200
②-①	8,470	8,111	7,873	7,604	7,576

イ 島しょ部

(ア) 幼稚園型

幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業は、島しょ部にある公立認定こども園5園において実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	127	120	115	112	115
②確保の内容	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
②-①	4,273	4,280	4,285	4,288	4,285

(イ) 幼稚園型を除く

幼稚園型を除く一時預かり事業は、島しょ部にある公立認定こども園3園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	602	576	556	540	538
②確保の内容	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
②-①	4,798	4,824	4,844	4,860	4,862

【子育て世帯訪問支援事業】

◆事業内容

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

<確保策>

現在、ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業、子育て応援ヘルパー派遣事業を行っています。今後の量の見込みに対して、十分な提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	486	486	486	486	486
②確保の内容	486	486	486	486	486
②-①	0	0	0	0	0

【児童育成支援拠点事業】

◆事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とします。

<確保策>

当該事業の児童の量の見込み数が確保の内容数を上回り、居場所となる場所が不足している状況ではありますが、市内のこども食堂や学習支援、フリースクール等との連携による体制づくりや確保に努めていきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	226	220	212	204	195
②確保の内容	40	100	120	140	160
②-①	-186	-120	-92	-64	-35

【親子関係形成支援事業】

◆事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

<確保策>

提供体制の確保に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	18	18	17	16	16
②確保の内容	0	18	18	18	18
②-①	-18	0	1	2	2

【病児保育事業】

◆事業内容

こどもが病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合や、病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な期間等において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。(病児対応型・病後児対応型)

<確保策>

病児保育事業は、「キッズケア・青い鳥」(病児対応型)、「病後児保育 もこもこ」(病後児対応型)において実施されています。今後、量の見込みに対する提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,998	2,867	2,761	2,660	2,650
②確保の内容	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
②-①	122	253	359	460	470

また、保育中に微熱を出す等、「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図り、保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る体調不良児対応型についても、必要に応じ、段階的に拡充していきます。

【ファミリー・サポート・センター事業】

◆事業内容

子育ての手助けが必要なすべての方のために、地域での育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をし、互いに助け合う有償の会員組織であり、そのための連絡・調整を行います。

<確保策>

ファミリー・サポート・センター事業については、現在、市内1か所で開催しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保されていますが、今後の利用拡大を見越し、提供会員の増加に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		2,800	2,900	3,000	3,100	3,200
②確保の内容	年間延べ	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200
	か所数	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

【利用者支援事業】

基本型

◆事業内容

「ばりっこ広場」「ハルモニアのおへや」で、専門の子育て支援コーディネーターが日々の多様な子育てに関する悩みや相談を伺い、子育てサービスの情報提供や必要に応じた助言を行い、適切な関係機関へ連絡調整を円滑に行います。

<確保策>

子育て支援事業の円滑な利用を促進するため、地域子育て支援拠点事業所等に、市の子育て支援サービスを熟知した子育て支援コーディネーターを配置します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	基本型	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

地域子育て相談機関

◆事業内容

基本型の利用者支援事業を行う地域子育て支援拠点「ばりっこ広場」「ハルモニアのおへや」において、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。基本型の利用者支援事業を行う地域子育て支援拠点以外の地域子育て支援拠点においては、基本型の子育て支援コーディネーターが巡回して必要な相談支援を行います。大型ショッピングモールにおいて開設している地域子育て支援拠点「子育て応援ひろばハピ」においては、保健師や保育士による相談支援を行います。また、地域の児童館においても相談支援を行うとともに、こども家庭センターと連絡調整を行い、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めます。

<確保策>

提供体制の確保に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	地域子育て相談機関	3	3	11	18	18
②確保の内容	地域子育て相談機関	3	3	11	18	18
②-①		0	0	0	0	0

こども家庭センター型

◆事業内容

妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じながら、妊産婦や乳幼児の状況を把握し、関係機関との連携・調整を図り母子保健と子育て支援を包括的に行うことで、切れ目のないきめ細やかな支援を提供していきます。

<確保策>

保健師等の専門職員を配置し、市内1か所で開設しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

妊婦等包括相談支援事業型

◆事業内容

安心して出産や子育てができるよう、保健師等が妊産婦に対して妊娠届出時、妊娠後期、出産後にアンケート・面談を実施します。利用できるサービスの情報提供や様々な相談に応じ、必要な支援につながるよう伴走型の相談支援を行います。

<確保策>

こども家庭センターや保健センター、各支所において、妊産婦の様々な相談に対応できるよう保健師などの専門職を配置し、提供体制の確保に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,986	1,980	1,980	1,980	1,968
② 確保の内容	1,986	1,980	1,980	1,980	1,968
②-①	0	0	0	0	0

【乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）】

◆事業内容

生後4か月頃までの乳児のいる全家庭に対して、保健師や主任児童委員が訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、子育てに関する相談等に対応しています。また、子育て支援に関する情報提供を行い、母子の心身の状況や乳児の発育発達及び養育環境を把握し、助言や支援が必要な家庭には適切なサービスにつなげ、地域の子育て支援活動のネットワークを強化するものです。

<確保策>

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を保健師・主任児童委員等、89人の家庭訪問者で実施していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		662	660	660	660	656
②確保の内容	年間延べ	662	660	660	660	656
	訪問者	89	89	89	89	89
②-①		0	0	0	0	0

【妊婦健診事業】

◆事業内容

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産が出来るよう、妊娠期間中の適切な時期に、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行います。

<確保策>

妊娠届出をした妊婦に対し、委託医療機関で受診できる妊婦健診14回分の受診票の交付を行い、妊婦健康診査に係る費用の一部助成を行うことで、健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を整えます。

また、受診票交付時には、保健師と面談を行うことで妊娠初期からのサポート体制を整えるとともに、医療機関との連携を密にし、ハイリスク者のフォローも行います。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	662	660	660	660	656
②確保の内容	662	660	660	660	656
②-①	0	0	0	0	0

【産後ケア事業】

◆事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施することで、産後も安心して子育てができるよう支援するものです。

<確保策>

市内の病院2か所と助産院2か所で事業を実施しており、産後安心して子育てができるように支援を充実させます。今後の量の見込みに対して、十分な提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	95	95	95	95	94
②確保の内容	95	95	95	95	94
②-①	0	0	0	0	0

【実費徴収に係る補足給付を行う事業】

◆事業内容

実費徴収を行うことが出来ることとされている食事の提供に要する費用について、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に子どもを通園させる世帯のうち、市民税所得割課税額が一定の金額を下回る世帯や、特定の第3子がいる世帯等に対し、当該子どもに係る食事の提供に要する費用（副食費）の一部を補助する事業です。

現在、新制度未移行園は陸地部に1園のみとなっております。今後の量の見込みに対して、十分な提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	60	58	56	55	54
②確保の内容	60	58	56	55	54
②-①	0	0	0	0	0

(4) 乳児等通園支援

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】

◆事業内容

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付の対象外となるこどもが、就労要件等を問わず時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる事業です。

<確保策>

ア 陸地部

令和7年度時点の市内の乳児等通園支援事業施設を最大限活用し、十分な確保量となっています。未就学児数の推移及びニーズの動向を見極めながら、市内の受け入れ体制を構築します。

また、既存保育施設等の活用を第一とし、必要に応じ老朽化・耐震化のための整備を支援することで、乳児等通園支援事業の体制の維持・拡充を目指します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要定員数)	2	3	3	3	3
②確保の内容	6	6	6	6	6
②-①	4	3	3	3	3

イ 島しょ部

現状において各年度とも量の見込みと同数の確保がなされています。しかし、島しょ部の保育施設等は、公立の認定こども園のみであり、老朽化や深刻な保育士不足が発生しています。これらの問題を解消し、安全・安心な提供体制の維持・拡充を目指します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要定員数)	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

<乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について>

ア 陸地部

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。また、1号認定における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

イ 島しょ部

乳児等通園支援事業の利用終了後の1号認定の受入れ枠の確保に努めるほか、公立の認定こども園同士であることを活かし、情報の共有を密とすることで、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

○議題

令和8年度教育・保育施設の利用定員について

1 提案理由

特定教育・保育施設の利用定員を定める場合は、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないことによる。

(変更前)

(単位:人)

種別	施設名称	3号利用定員			2号利用定員			1号利用定員等			利用定員計	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	2・3号	1号
幼保	宮窪認定こども園	5	15	15	15	15	15	3	3	4	80	10
保	菊間保育所	3	8	9	12	44	44	-	-	-	120	-
保	龍門保育園	4	10	10	12	4	5	-	-	-	45	-
幼保	しまなみの杜認定こども園	8	18	24	23	23	24	50	50	50	120	150
幼保	空と海認定こども園	6	12	12	13	13	14	20	20	20	70	60
幼保	はしはまこがく認定こども園	9	21	26	28	28	28	15	15	15	140	45
幼保	幼保連携型認定こども園晴心幼稚園	12	12	19	19	19	19	9	8	8	100	25
新制度	いずみ幼稚園	-	-	-	-	-	-	25	25	25	-	75
新制度	近見虎岳幼稚園	-	-	-	-	-	-	24	18	18	-	60
新制度	立花幼稚園	-	-	-	-	-	-	60	60	60	-	180



(変更後)

(単位:人)

種別	施設名称	3号利用定員			2号利用定員			1号利用定員等			利用定員計	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	2・3号	1号
幼保	宮窪認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保	菊間保育所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保	龍門保育園	2	4	6	7	8	8	-	-	-	35	-
幼保	しまなみの杜認定こども園	8	23	24	29	33	33	44	33	33	150	110
幼保	空と海認定こども園	6	12	12	13	13	14	13	13	14	70	40
幼保	はしはまこがく認定こども園	9	21	26	28	28	28	6	12	12	140	30
幼保	幼保連携型認定こども園晴心幼稚園	12	12	19	19	19	19	7	6	7	100	20
新制度	いずみ幼稚園	-	-	-	-	-	-	16	12	12	-	40
新制度	近見虎岳幼稚園	-	-	-	-	-	-	14	11	15	-	40
新制度	立花幼稚園	-	-	-	-	-	-	45	45	45	-	135

○議題

令和 8 年度乳児等通園支援の利用定員について

1 提案理由

乳児等通園支援事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法第72条第1項の審議会その他の合議制の期間を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育ての支援に係る当事者の意見を聴かなければならないことによる。

(陸地部)

施設名	定員(人)	開所日数		実施時間 (時間/日)	確保時間	確保量 (確保時間÷ 176時間)
		(日/週)	(日/月)			
大井幼児園	3	5	20	5	300.0	1.70
小西保育園	3	5	20	6	360.0	2.05
しまなみの杜認定こども園	1	5	20	3	60.0	0.34
空と海認定こども園	1	5	20	3	60.0	0.34
なでしこ保育所	3	5	20	3	180.0	1.02
たんぽぽ幼稚園	3	5	20	4	240.0	1.36

(島しょ部)

施設名	定員(人)	開所日数		実施時間 (時間/日)	確保時間	確保量 (確保時間÷ 176時間)
		(日/週)	(日/月)			
伯方認定こども園	3	5	20	2	120.0	0.68